

第6章 成年後見制度利用の推進 (成年後見制度利用促進基本計画)

○位置づけ

「高齢者福祉計画」において成年後見制度利用支援事業や権利擁護事業を実施してきたことを踏まえ、高齢者福祉計画と一体的に策定する。

P109 (3) 計画の性格と位置づけ

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」及び「国の基本計画」に鑑み、「成年後見制度利用促進基本計画」を市の基本計画として策定することとし、策定にあたっては、これまで「高齢者福祉計画」において成年後見制度利用支援事業及び権利擁護事業を実施してきたことを踏まえ、本計画と一体的に策定するものとします。

また、本市の地域福祉計画をはじめ、個別計画である障害者計画・障害福祉計画等の関連計画と関係性を保持するものとします。